

第二種特定鳥獣管理計画(第5期ツキノワグマ保護管理)(案) 議論の経過

1 ツキノワグマ部会

(1) 委員(敬称略)

- 座長 岸元 良輔 (NPO 法人信州ツキノワグマ研究会理事長)
- 委員 瀧井 暁子 (信州大学山岳科学研究拠点助教)
- 〃 佐藤 繁 (一般社団法人長野県猟友会事務局長)
- 〃 玉谷 宏夫 (特定非営利活動法人ピッキオ研究員)
- 〃 後藤 光章 (ベア・スマート・コミュニティ・長野)
- 〃 中下 留美子 (国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所
主任研究員)
- 〃 黒江 美紗子 (長野県環境保全研究所研究員)
- 〃 柳澤 賢一 (長野県林業総合センター研究員)
- 〃 田淵 秀樹 (長野県農政部農業技術課副主任専門技術員)
- 〃 清水 靖久 (長野県林務部森林づくり推進課鳥獣対策・ジビエ振興室長)

(2) 開催日

- 第1回 令和3年8月27日 (書面開催)
- 第2回 令和3年9月17日 (書面開催)
- 第3回 令和3年11月12日
- 第4回 令和3年11月24日
- 第5回 令和4年2月17日 (書面開催)

2 特定鳥獣保護管理検討委員会

(1) 委員(敬称略)

- 座長 上原 貴夫 (佐久大学客員教授)
- 委員 泉山 茂之 (信州大学農学部教授)
- 〃 竹田 謙一 (信州大学農学部准教授)
- 〃 清水 勝彦 (長野県農業協同組合中央会常務理事)
- 〃 櫻井 肇 (長野県森林組合連合会常務理事)
- 〃 市川 寛 (一般社団法人長野県農業会議副会長)
- 〃 竹入 正一 (一般社団法人長野県猟友会会長)
- 〃 辻 明子 (自然観察指導員長野県連絡会会長)
- 〃 岸元 良輔 (NPO 法人信州ツキノワグマ研究会理事長)
- 〃 織部 諭 (林野庁中部森林管理局企画官(自然再生))
- 〃 有山 義昭 (環境省信越自然環境事務所野生生物課長)
- 〃 陸 斉 (長野県環境保全研究所研究員)
- 〃 田中 裕二郎 (長野県林業総合センター育林部長)

(2) 開催日

第1回令和3年12月7日

第2回令和4年3月7日（書面開催）

3 環境審議会(中間報告)

開催日 令和3年12月14日

4 上記会議における主な意見

出された意見	対 応
○クマの通り道になっている河畔林の整備が必要	○前期計画でも移動経路となる河畔林の整備を進めてきたので、引き続き進めていきたい。
○「防除地域」であっても、通学路がある場合などは、「排除地域」と同レベルの対応が必要と考える。判断が難しい。	○防除地域であっても、日常的な利用がある地域においてクマが出没した場合は捕殺も含めて対応すべきと考え、捕獲許可の考え方にも記載している。
○生息数が増えたので、捕獲上限数をあげていくのはやむを得ないが、捕獲上限数を上げることで被害対策が終わりになることを懸念している。	○捕獲上限数は、生息数に連動して増加させたのではなく、過去10年の平均捕獲実績を「クマと共存する上で必要な当面の捕獲数」と位置づけて設定した。 捕獲方法の工夫、防除対策、環境整備などを進めることにより、里山を主な生息地にするクマの解消状況を見ながら、計画の見直しをしていく方針としている。 ○防除対策、生息環境対策が基本であり、捕獲対策はあくまで本来の生息場所・食性から逸脱している等危険個体の排除手段であるということをしつかりと伝えていきたい。
○長野県での狩猟捕獲数が25頭というのは、ほとんど捕獲していないのと同じである。 クマを獲ろうと思うハンターはいるので、猟期の時期をずらすなど、制度を変更しないと、狩猟の捕獲数が増えない。栄村のように、雪が積もると狩猟ができないエリアは、春先にとれるようにした方が良い。	○春期捕獲について、これまで豪雪地限定であったものを、全ての市町村で行えるように制度を変更した。これにより、春期捕獲を推進していきたい。

○錯誤捕獲は、人身事故の発生リスクにつながるため、しっかり対策した方が良い。	○クマが多く生息しているエリア等、錯誤捕獲が起りやすい場所を分析し、対策につなげていきたい。
○被害を出している捕獲、悪い個体を現場で捕獲できないからといって、捕獲しないのは、問題を先送りしているだけであり、地元は困っている。	○防除地域における、農林業被害対策としての捕獲対策は、被害防除を行った上で行わないと効果が低いため、前期計画と同じ考えで運用していく。しかし農作物被害を出さないものの、人の生活域である排除地域や防除地域を主な生息域とし、人との遭遇が避けられない(人身被害発生リスクが高い)個体は捕獲を含めた対策を行えるように制度設計を行った。
○ツキノワグマの個体数の増加に伴い、人里に定着する個体の増加や、人身被害の増加、人里に由来する食べ物に執着する個体の増加という、断定的な書き方をしているが、実際因果関係がはっきりしない。こういう断定的な書き方を記述するというの科学的ではない。	○里山を主な生活域とするクマは間違いなく存在しており、その個体は人との遭遇リスクも相対的に高いと考えられる。 また、あることをきっかけに農作物や廃果等に餌付く可能性もあるため、人里近くを主な生息地としている個体には捕獲を含めた対策が必要と考えている。
○ゾーニングについてのイメージは理解できるが、長野県の土地利用ではきちんとしたゾーニングは現実的ではなく、県や専門家が現場を一つ一つ見て、区分けをすることになり労力を要することになる。	○農林水産省では、地域支援の交付金の中に、地域ぐるみでゾーニング設定を行い、専門家を招いて研修会などを開催する等の経費について、1市町村最大200万円の交付を可能とする新メニューを創設しました。今後、地域ぐるみでゾーニングをすることの意味、このような事業の活用について市町村に周知していきたいと考えております。
○防除地域の一部、排除地域では市町村の許可で事前連絡なく捕殺ができる案だが、ゾーニングの設定如何によっては（防除地域、排除地域が広いほど）、緊急的として広い地域で予察駆除ができるようになる。専門的知識を持ち合わせない市町村担当者がほとんどの中で、被害現場において、効果のある捕獲（被害を出している個体を狙ったの駆除）がなされなかったり、捕獲に至る前の予防的防除が行われず駆除されたりする可能性が否めない。	○クマ対策員を置いてからも、地域に根差した専門員の配置は兼ねてからの課題でありました。 そこで、新年度からの新事業として、クマの生息地と人の生息地が入り組んだ地域、里地への出没が繰り返されるものの、地域に専門家がない地域において、クマの専門家による地域課題の調査や、それを地域にフィードバックし対策に繋げるための事業を計画しております。 これまで地域のクマ対策に活用できる環境省予算は無かったのですが、長野県で第5期計画

	をスタートさせるにあたり、環境省に対してクマの課題を抱えた地域に活用できる予算を要望し、事業化できる見通しとなりました。
○市町村許可の場合、県はその都度検討委員会を開くとしているが、検討委員の負担は折込み済みなのか、そのコストは誰が持つのか（市町村または県か）、どのように考えているのか教えて欲しい。	○市町村許可で捕獲した場合は、速やかに捕獲報告書を提出することを必須とし、県が開催するツキノワグマ専門部会で捕獲の経緯等について確認を行うことを考えております。捕獲の対策が十分になされないまま捕獲に至った例や、同一箇所にも何度も出没した場合等、特に対策が必要と判断される場合はクマ対策員による現地確認や指導などを考えております。
○ゾーニングをしていくという事自体が、住民への合意形成になっていく。ゾーニングによって、制度を精緻に作れるというより、ゾーニングで自分たちの地域はどんな地域なのか考えてもらうことが必要。そのことを県と市町村で連携して、ゾーニングは普及啓発のひとつの側面もあると考えて行っていただきたい。	○ゾーニングをすることでその地域に住む住民が、野生動物との付き合い方を、自らの課題であると受け止め、自分たちの地域について考えていくきっかけにしてもらいたいと考えている。 ヒトとツキノワグマという、種の違いはあっても、同じ土地に住む者同士、支配する関係でも支配される関係でもない、対等な関係を築くことが必要だと考えている。そのためにヒト側は緩衝帯整備などで自分たちの生活域とクマの生息域の境界線をクマに対してきちんと示し、侵入しにくい環境を作っていく必要がある。 住民の皆さんには、ヒトの生活域に入ってきたクマを捕殺さえすれば問題は解決されるという考え方を排除し、共存のために必要な行動を起こしていただけるよう、ゾーニングに参加いただく機会等を通じて普及啓発していきたい。